

## 公立大学法人大阪クラウドファンディング支援業務委託 公募 募集要項

令和8年5月11日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行します。

### 1 業務名

公立大学法人大阪クラウドファンディング支援業務委託

### 2 業務の目的

本業務の目的は、法人内の教職員および学生が、教育研究および課外活動を目的としたプロジェクトを実施する際に必要な資金を得るため、インターネットを經由して不特定多数の者から寄附を募るクラウドファンディングを実施するにあたり、企画立案、プロジェクト設計、広報・集客支援、運営管理等を総合的に支援する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

### 3 業務内容

選定された事業者は以下の業務を実施するものとする。

- (1) クラウドファンディング実施に係る企画立案・戦略設計
- (2) プロジェクトページ構成・ストーリー作成支援
- (3) リターン設計に関する助言
- (4) 広報・集客施策の企画および実施支援
- (5) プロジェクト期間中の進行管理、助言、改善提案
- (6) 支援者対応に関する支援
- (7) プロジェクト終了後の報告・リターン実施支援
- (8) その他、本事業の目的達成に必要な業務

※具体的内容については、選定後に個別案件ごと協議のうえ決定する。

### 4 委託内容

本法人の教育研究及び課外活動に活用するための寄附を受け入れる手段として、以下の内容にて、クラウドファンディング支援業務を行う。

#### (1) 種別

金銭的価値のある見返りがない出資型（以下「寄附型」という。）及び金銭的価値のある有体物・プロジェクトが提供する権利等を購入することで支援を行う出資型（以下「購入型」という。）のどちらかを、プロジェクトごとに本法人が選択できるものとする。

#### (2) 資金配分方法

All or Nothing 方式とする。ただし、案件により All In 方式もしくはそれに準ずる方式も選択できることとする。

#### (3) プロジェクト支援

受託者が持つプラットフォームにより本法人が寄附を得ようとするプロジェクトに対し、実現に向けた審査、立ち上げの協力、立ち上げ後のサポートを行い、寄附の受入実現に向け協力すること。

#### (4) その他

寄附型又は購入型のクラウドファンディングを実施するうえで、受託者は公立大学における寄附受入に係る所得税等の控除について十分理解し、適切に対応できること。

### 5 契約概要

(1) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、継続して委託することが適当であると本法人が認めた場合は、契約を最大5回まで年度ごとに更新することがある。

(2) 契約形態 業務委託契約

### 6 参加資格要件

次に掲げる要件を、公募型プロポーザル参加申込書を提出した日から受託候補者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。

(6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。

(8) 次の契約実績等を有すること。

令和4年度以降に、国公立大学又は官公庁においてクラウドファンディング支援業務を元請けとして契約締結し、履行を完了した実績を有すること。(履行途中の案件については、1年以上の履行実績を有していること。)

※共同企業体（JV）での応募は不可とする。

## 7 参加申込書等の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の書類を電子データにて各1部提出しなければならない。

### (1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書（誓約書兼）（様式1）
- ②契約実績調書（様式2）
- ③契約書様式（参考資料）
- ④会社概要等（参考資料）
- ⑤企画提案書

### (2) 受付期間 公告の日から令和8年5月27日（水）午後5時まで

受付期限を過ぎた参加申込書は無効とする。

### (3) 提出方法 提出資料の電子データについては、電子メールにて提出のこと。クラウドストレージ等を介した提出も可とし、セキュリティに配慮した手段にて提出すること。

※提出先メールアドレス【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【公立大学法人大阪クラウドファンディング支援業務委託】の参加申込書等電子データ」と明記すること。

※本文には、①提案者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時00分から午後0時45分までを除く。））

※応募書類の差し替えは認めない。（ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。）なお、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

※企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

※応募書類を提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

いったん辞退した場合は、それを撤回し本募集に再度参加することはできない。

## 8 応募資格の審査及び通知

- (1) 応募書類により応募資格を審査する。
- (2) 応募資格を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する。

## 9 募集要項等その他資料についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から令和8年5月15日（金）午後5時まで
- (2) 受付先 15（1）に同じ
- (3) 質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【公立大学法人大阪クラウドファンディング支援業務委託】に関する質問」と明記すること。

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時00分から午後0時45分までを除く。))

※データ形式は変更しないこと。

- (4) 回答日 令和8年5月21日（木）
- (5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

## 10 受託候補者の選定について

- (1) 本企画提案の審査については、公立大学法人大阪クラウドファンディング支援業務委託受託者選定委員会（以下「委員会」という）にて行う。
- (2) 委員は、委員会で設定した審査基準に沿って企画提案書等の審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者として委員会で決定する。
- (3) ア 総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、事業手数料額が低いほうを採用する。

ウ 上記の事業手数料額が同額の場合はくじ引きで決定する。

- (4) 審査は、総合的に公平かつ客観的に審査を行う。詳細については、別紙「公立大学  
法人大阪クラウドファンディング支援業務委託 公募型プロポーザル審査基準兼配  
点表」のとおり

#### 11 受託候補者選定結果の通知

(1) 通知日時 令和8年6月8日(月) 予定

(2) 通知方法 選考結果は応募者全員に対して、参加申込書に記載の担当者宛メールに  
より通知する。

(3) 結果の公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、ホームページ上で公表  
する。

#### 12 契約手続きについて

(1) 受託候補者に決定した者と本法人との間で契約を締結する。

(2) 契約を締結した受託者と、クラウドファンディングの実施案件ごとに、申込申請を  
する。

#### 13 企画提案書について

(1) 企画提案書の様式

- ① 作成および提出は電子データとし、表紙については(様式3)を使用すること。
- ② 提出書類一式の電子データはセキュリティに配慮した方法で提出すること。デー  
タについてはPDF方式で提出すること。

(2) 企画提案書の項目

① 実施体制

受託者の業務実施体制 ※業務を実施する貴社の体制を役割別に記入すること。

② 実施計画・スケジュール

クラウドファンディングを実施するにあたり、法人内でプロジェクトを立ち上げ、  
請負者にプロジェクト内容を通知してから寄附募集が終了するまでの実施計画、  
スケジュールを示すこと。

プロジェクトが目標寄附額に到達した場合、目標寄附額に到達しなかった場合それぞれの寄附募集終了後の業務について実施計画を示すこと。

③ 手数料

500万円（税込）の事業実施成功の場合における事業手数料を明記すること。契約内容により、手数料率が違うことがある場合は、その契約内容と手数料がわかるよう明記すること。複数のプランがある場合は、プランごとに分かるように記載すること。

④ 実績

得意な分野、不得意（実施不可）な分野を過去の実績を踏まえ記入すること。

国公立大学案件又は官公庁におけるにおける過去3年間（令和5年度・6年度・7年度）の成功率を記入すること。

⑤ 実施内容詳細

クラウドファンディングの実施にあたり、②のスケジュールに合わせて、どのような支援ができるのか具体的に記入すること。複数のプランがある場合は、プランごとに分かるように記載すること。

効率的かつ効果的に業務を推進することが可能な実施手順を具体的に記入すること。

14 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、メールにより届け出るものとする。一旦辞退した場合は、それを撤回し当該事業者募集に再度参加することができない。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書の作成、その他手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 本法人に提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提案者は、提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

15 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 本部事務機構財務部 契約課

〒599-8531 堺市中区学園町1-1

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

(2) 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構企画部 渉外企画課

〒536-0025 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号3階

TEL : 06-6967-1836 FAX : 06-6967-1869